

「モンゴル」独立と領域問題

露蒙協定の分析を中心に

橘 誠

はじめに

1911年12月1日、外モンゴルのイフ＝フレー（現オラーンバートル）において「モンゴル国」の独立が宣言され、同月29日に成立した新政府はその独立を対外的に承認させるとともに、ハルハのみならず内モンゴルやフルンボイルのモンゴル族をも支配下に含めることを目指した。だが、当時「モンゴル」という場合、その領域に関して各国の間に共通の定義は存在しなかった。

1912年11月3日、帝政ロシア全権代表コロストヴェッツとモンゴル政府閣僚6人は露蒙協定に調印した。本協定に関しては、これがモンゴル政府の対外的に法的関係を樹立した初めての国際条約であるため、20世紀のモンゴル史において重要な政治的意義を有することが指摘されてきた¹⁾が、同時に協定文のモンゴル語・ロシア語テキスト間の相違についても度々言及されてきた。すなわち、ロシア語テキストにおける Монголия（モンゴル）、автономия（自治）という語をモンゴル語テキストではそれぞれ Монгол улс（モンゴル国）、өөртөө тогтнож өөрөө эзэрхэх（自ら定まり自ら治める）と記している点である。これは、独立宣言後のモンゴルの政治的ステータスに関わる問題であり、サンダクは「双方とも結果的に互いに譲歩したが、中心問題では同意に至らず、該協定をそれぞれの言葉に別々の意味で訳し、将来において争うようにして終わらせた」（Сандаг, 1971: 20-21）としており、またジャムスランは「өөртөө тогтнож өөрөө эзэрхэх 制度をモンゴルの指導者は“独立” тусгаар тогтнол の意味で理解していた」（Жамсран, 1992: 106）という見解を示している。

また、この協定の適用範囲がそれぞれ「モンゴル」、「モンゴル国」と規定されていることに関して、ポンツァグノロヴやタンは、露蒙協定は「モンゴル国の“自治体制”について規定する領域範囲を明らかにせず、また“モンゴル”という解釈にモンゴル人が居住する全ての部^{アイマグ}を含み得る意味を保持した」（Пунцагноров, 1955: 55）、「ロシアは“外モンゴル”という語を“モンゴル”に換えることを承認したが、実際にはこの協定により領域範囲は定められなかった」（Tang, 1959: 313）と、それぞれ領域範囲の不明確性を指摘している。しかしながら、ロシア側の当初の意図や具体的な交渉経過については分析されていないため、モンゴル・ロシア双方がいかなる意図で領域範囲の不明確な用語を協定文中に用いるに至ったのかが明らかにされていない。

この問題に関しては、近年、バトサイハンやベローフ、ルズャーニンらが、「ロシアの代表もいくつかの点で譲歩し、“外モンゴル”という語より“外”を除き、広い意味で理解し得る“モンゴル”という語をロシア語テキストに、“モンゴル国”という語をモンゴル語テキストに使用することを認めた」(Багсайхан, 2002: 79)、「コロストヴェッツは協定及び議定書において“外モンゴル”という語を、一方モンゴルの閣僚は“モンゴル”を用いるよう提議した。結局、コロストヴェッツは、協定及び議定書において“モンゴル”という語を用いる用語的譲歩をした」(Белов, 1997: 143-144)、「ロシア政府が行った唯一の譲歩は、協定において“外モンゴル”という語を“モンゴル”という曖昧な語に替えた点である」(Лузянин, 2003: 58-59)とし、共通してロシア側が譲歩して「モンゴル」という語を用いるに至ったことを記述している。また、ウルゲダイ・タイブンも「最初から“外モンゴル”という表現に抗議して“モンゴル国”に書き換えるように、モンゴル側は主張した。その“モンゴル国”には、外モンゴルのみならず、内モンゴルなどの非ハルハ地域をも含むことを意味していた」(タイブン, 2003: 462)と述べているが、モンゴル側は当初から「モンゴル国」に書き換えるよう要求していたわけではなく、また本稿で明らかにするように「モンゴル国」がそのまま「内モンゴルなどの非ハルハ地域をも含むことを意味していた」とは言えない。結局いずれの研究も、なぜ「モンゴル(国)」という曖昧な語が用いられるに至ったのか、そして圧倒的優位な立場にあったはずのロシアがなぜ当初の計画を変更してモンゴル側の提案に譲歩したのかについての議論が十分になされておらず、そのためにこの語の使用から生じたその後の問題にまで考察が及んでいないのである。

独立を宣言したとはいえ、当時の「モンゴル国」は国家として国際的承認を得ていなかった上に「モンゴル」の領域画定の交渉も行われなかったため、露蒙協定は先学の指摘通り適用範囲が明確には規定されておらず、そのため「内モンゴル」²⁾を含むのか否かも明示されないままに終わったことになる。しかし、その背景には複雑な国際関係とロシア・モンゴル双方の思惑が存在しており、その後のモンゴルの運命に重大な影響を与えることになるのである。本稿の目的は、独立を宣言した「モンゴル」の領域をめぐる問題を露蒙協定の分析を中心に考察し、協定文になぜ「モンゴル」という領域範囲の不明確な語が用いられるに至ったのか、モンゴル・ロシア双方の思惑を明らかにし、協定締結後に生じた「モンゴル」をめぐる領域問題を取り上げ、露蒙協定において「モンゴル」という語が用いられた歴史的意義を明らかにすることにある。

なお、本稿が扱う時代、ロシアはロシア暦(ユリウス暦)をモンゴルはモンゴル暦(時輪暦)を用いていたが、本稿では引用した史料の箇所を除き全てグレゴリウス暦に統一し、また旧体字は新体字に改めた。

I ロシアの協定構想とモンゴルの反応

露蒙協定締結に至る過程については、すでに先学の詳細な研究（中見、1994）があるので、ここでは概要を述べるにとどめたい。モンゴルの独立宣言以降、ロシアは清朝とモンゴル間の調停者たらんことに努め、清朝に働きかけを行っていた。そもそもこのような政策は、モンゴルの使節が清朝による新政停止を求めてペテルブルクに現れた直後、1911年8月17日に開催された閣僚会議において、「彼ら（モンゴルと清朝）の間の調停者となり、自らの自立性を維持するというモンゴル人の要求を外交手段により解決する」（*M.O.Э.И.*, c.II, т.18, 4.I: №329）と確認されていたロシアの基本方針であったが、清朝政府はこのロシアの提案を拒否していた³⁾。ロシア政府は清朝滅亡（1912年2月12日）後もこの方針を崩さずにいたが、新たに成立した袁世凱政権もロシアの申し入れに応じようとはしなかった⁴⁾。

このような状況から、北京駐在公使クルペンスキーは1912年5月14日、ロシアの計画通りにモンゴル問題を解決するには、「中国に対する有効な圧迫を加える準備をする必要があり、現実味をもった脅迫によってのみわが国の要求は確固としたものになるであろう」（*M.O.Э.И.*, c.II, т.20, 4.I: №5）との考えを示し、さらに6月22日にも、「外交交渉によってのみでは、モンゴル問題において中国人から何も得ることはできない」、「わが国による独自の断固たる手段の採用を警戒するに十分な根拠があると確信すれば、中国人はわが国の要求に譲歩する」（同上：№223）と繰り返し、モンゴル問題に対し毅然たる態度を取るべきニュアンスを含めている。こうして、ロシアは中国とモンゴル間の調停者たることを諦め、「中国に対する有効な圧迫」としてモンゴルとの直接交渉に入ることに決するのである。

中見立夫は、「ロシアは中国側の硬い姿勢をみて、いまだ機が熟していないことを認識し、まず容易と思われるボグド・ハーン政権との単独交渉を行い、それによってえた成果を梃として中国側に揺さぶりをかけ、その対応を待つとの方式、つまり従来の一括解決方式から、まずモンゴルへアプローチし、ついで中国へあたるとの二段階解決方式へと移行した」（中見、1994：98）と述べている。実際、1912年8月15日の閣僚会議において、モンゴルとの協定の意義を「モンゴル人とわが国との単独協定という現実を中国人は考慮に入れる必要に迫られていることに気づき、その結果が極めて重要であることが明らかになる」（*M.O.Э.И.*, c.II, т.20, 4.II: №472）と位置づけていたため、氏の指摘は的確であると言える。

ロシア政府が独立を宣言したモンゴルと協定を締結することは、この8月15日に開催された閣僚会議によって正式に決定され⁵⁾、協定締結に際する基本方針が定められた。その中で、特に注目されるのが次の2点である。

第1の点は、この基本方針においては、締約相手が「フレーのホトクトとハルハの王公たち」とされており、モンゴル「政府」とはされていない点である。会議では、「計画された公式文書締結の際、ホトクト一人ではなく、影響力のあるハルハの王公たちによって

調印される必要があると外務省は考えている」(M.O.Э.H., c.II, т.20, ч.II: №472) と話し合われている。この点は従来あまり注目されてこなかったが、これはロシア政府の対モンゴル認識を反映しており、1912年1月11日に発せられた、ロシアは「蒙古ニ設立セラレタル政府ヲ無視スルコト能ハサルニ付蒙古ガ清国トノ関係ヲ絶ツ場合ニハ蒙古政府ト事務上ノ関係ヲ開始スルノ止ムヲ得サルニ至ル可シ」(外務省編纂、1963a: 41) と、モンゴル「政府」との関係樹立を匂わせたロシア政府外務省のコミュニケとは相容れない方針である。

ロシア政府がモンゴル「政府」ではなく、「フレーのホトクトとハルハの王公たち」との協定締結を計画したのは、ロシア政府がモンゴル政府の統治能力に疑念を抱いていたためと思われる。なぜならば、仮にモンゴル政府と協定を締結したとしても、その支配地域が限定されたものであるか、あるいは支配地域の権利を十分に掌握していなければ、ロシアが協定によって得られる権利も同様に限られた地域、限られた程度にとどまることになり、直接署名していない王公たちがその協定の有効性を承認しない可能性も考えられるからである。実際、露蒙協定締結後、モンゴル政府の統治能力に対する疑問から協定の有効性に対する批判が中国側からなされ、趙秉鈞総理も「露蒙協約相手方ハ所謂庫倫^{フレー}政府ナルニ付其適用区域ハ当然庫倫並之ニ付属スル各王旗ニ限ラルヘキモノナリ」(外務省編纂、1963b: 1183) と述べており、この協定があくまでも「ロシア」と「フレー政府」の間に締結されたものにすぎないとして、協定の適用範囲を制限しようとしているのである。

最終的に「ホトクトとハルハの王公たち」ではなく、モンゴル政府の閣僚と協定が締結されたのは、全権代表コロストヴェツの判断による。コロストヴェツは、「ハルハにおける事実上の権力は、すでに世俗的なエゼン=ハーンの称号を受けたホトクトとハルハの王公たちからなるフレー政府の手中にある」とし、ハルハの王公たちと直接協定を締結するのは、彼らの数が多く、しかもその大多数がフレーには不在であるため「非現実的」であり、「王公たちの間にフレー中央政府の合法性と權威に疑いを抱かせ」ることになるとし、また、モンゴルに現存している「分邦システムを維持することはわが国の利益とならない」ので、ロシアの目的は「中央政府を創設すること」にあり、閣僚による署名とホトクトの批准で足ると判断した。これを外務大臣サゾーフが承認したため、ロシアは当初の構想を変更し、モンゴル政府の閣僚との調印を決定したのである(M.O.Э.H., c.II, т.20, ч.II: №987)。

注目すべき第2の点は、この会議において予定された協定の適用範囲である。会議では、「本協定の地理的範囲については、とりあえず、その規模をハルハ四部に制限する予定である。従って、内モンゴルの一部の地域とバルガはすでにフレー政府への合流を表明しているが、それらの地域は今のところ本協定の外に置く」(同上: №472) と計画された。しかし、実際に締結された露蒙協定において、その適用範囲は「モンゴル(国)」とされており、この変更は一見協定の適用範囲が拡大されているかのごとき印象を受ける。だが、この計画変更の裏にはモンゴル側との激しい駆け引きとロシアの周到な計算があったのである。

この8月15日の閣僚会議において決定された「フレーのホトクトとハルハの王公たち

との協定締結」の全権代表として、前北京駐在公使コロストヴェッツが選任され、9月3日、臨時外務大臣ネラトフが皇帝ニコライ二世へ上奏し、裁可された（同上：№612）。

コロストヴェッツは10月4日にフレーに到着（МУУТА. ФАЗ-ДИ-ХН36-Х104）し、10月6日付の外務大臣サゾーフ宛の電報においてモンゴル側との交渉に関する最初の報告を行った。電報においてコロストヴェッツは、協定草案を手交した際のモンゴル政府閣僚の反応について、「〔協定草案の〕内容に目を通した後、閣僚はわが国の提案に全面的な同意を示し、かくも明確な形で寛大なロシアの助力に対する謝意を表した。若干の反対がダー=ラマ（ツェレンチメド）によりのみ行われ、協定を内モンゴルにまで拡大することが望ましいと述べた」（*С.Д.Д.М.В.*⁶⁾: №3）と伝えている。この電報は、ロシア政府の協定草案に接したモンゴル政府閣僚の率直な態度を示しており、極めて重要な情報を提供している。ツェレンチメドが「協定を内モンゴルにまで拡大することが望ましい」と述べていることから、ロシア政府の草案は計画通りハルハ四部のみを適応範囲としていたこと、そしてツェレンチメド以外の閣僚、すなわちハルハの王公たちはロシア政府が提示した草案に同意していたことがこの電報からは看取できる⁷⁾。翌10月7日付のサゾーフ宛の報告書においても、ツェレンチメドが、「なぜ協定には内モンゴルやその他の地域、例えばフレー政府の権威を承認したホヴド・オリヤンハイ・バルガが含まれていないのか。このような分離は不当である……ハルハの王公たちはそれらの地域が〔協定に〕加わるように配慮すべきである」（*М.О.Э.Н.*, с.И, т.20, ч.И: №940）と述べたことが伝えられており、交渉の初期の段階において、ツェレンチメドを除く閣僚はロシア側の草案に基本的に同意しており、ハルハの王公たちが内モンゴルやバルガを協定に含めることにはさして積極的ではなかったことを窺わせる。

ところが、10月10日付のサゾーフ宛の電報においては、モンゴル政府が「中国からのみならず、他のいかなる国家からも真に完全な自由を確立するという補足条項を書き入れようとしている」ことが伝えられ、「さらに、モンゴル人は協定と議定書の効力を内モンゴル、バルガ、ハルハに合流した他の地域にまで拡大することを望んでいる」（*С.Д.Д.М.В.*: №6）とされており、協定効力を内モンゴル、バルガにまで拡大するという要求が「ツェレンチメド」のみならず「モンゴル人」によってなされており、状況が変化していることに気づく。

翌10月11日の報告においても、「計画されている修正の張本人は内務大臣ダー=ラマである」としつつも、「交渉に参加しているその他の王公たちも問題（協定案の修正）に一定の影響を与えていることは明らかである」との見解を述べ、王公たちによって纏められた主な修正点は、「協定において独立国家としてのモンゴルを承認することと表記すること、そして協定に内モンゴルとフレー政府の権威を承認したその他の地域を含むことである」とし、さらに「フレーの指導者たちは、ハルハには全モンゴル人の共通利益のために協定を利用する道義的義務が課せられており、すでに帰順し、援助を保障されている南部・東部・西部のモンゴル人の陳情を拒絶すれば、非愛国的・背信的に振舞うことになる」と

見なしている」(M.O.Э.H., c.II, т.20, ч.II: №987) と伝え、ツェレンチメドのみならず「王公たち」、「フレーの指導者たち」までもが「協定に内モンゴルとフレー政府を承認したその他の地域を含むこと」を主張し始めたことを伝えているのである。交渉の当初はツェレンチメドとは異なる態度を示していた王公たちが彼の主張に同調し始めたのである。

ツェレンチメドに同調している王公が誰なのか、そして王公たちの主張の変化に何が作用したのかは不明ながらも、モンゴル政府におけるツェレンチメドの強力な影響力が窺われる。コロストヴェッツもモンゴル政府の閣僚を評して、「当地の閣僚及び官吏の中に傑出した人物は一人もないようだ。最も精力的で思慮分別があるのは、王公に対して同様ホクトに対しても強力な影響力を持っているダー=ラマである。おそらく彼が協定の計画に対してすでに起こっている反対や疑いの張本人である」(同上: №940) と述べている。

従来、交渉開始以前の1912年7月に総理大臣職が設けられ、サインノヨン=ハン=ナムナンスレンが任命されたことにより、「ダー=ラマ派はほとんど権力を失った」(Tang, 1959: 306) と見なされてきたが、コロストヴェッツの評価からすると、総理大臣職設置後もツェレンチメドは依然として影響力を行使していたと考えられる⁸⁾。ちなみに、コロストヴェッツは総理大臣ナムナンスレンを「日和見主義者」と評している(M.O.Э.H., c.II, т.20, ч.II: №940)。

その後も内モンゴル問題に関して、コロストヴェッツは10月12日の電報においても、「モンゴル人は間違いなく、なによりも内モンゴルに関わる問題に固執するだろう」(C.Д.Д.М.В.: №9) との報告を行い、モンゴル側の意見が「協定に内モンゴルを含める」という点で統一されてきたことを伝えている。

このようなモンゴル側からの「協定に内モンゴルを含める」という要求に対し、サザーノフは10月12日に回答を与え、「わが国(ロシア)はモンゴル人の要求を無理をしてでも擁護する義務を負うつもりはない」とし、「彼ら(モンゴル人)が目指す領域の全てを統一することは、中国がそのような統一に示す抵抗を考慮に入れるならば、わが国の軍事援助なしには不可能であることは彼らにも明らかであるはずである。この観点から、モンゴル政府により計画されている協定の修正はわが国には受け入れ難い」(M.O.Э.H., c.II, т.20, ч.II: №991) との見解を示した。サザーノフは、「協定に内モンゴルを含める」というモンゴル側の要求を受け入れるつもりは全くなかったのである。後述するように、ロシア政府としては、内モンゴルに関心を寄せる日本との関係上、内モンゴルまでも協定に含めることはとても容認できない要求であったのである。このように、ロシア・モンゴル双方の主張は平行線をたどり、交渉は行き詰るかに見えた。

II モンゴルの思惑とロシアの思惑

協定の適用範囲に関する交渉は、10月14日に急転回を見せた。モンゴル側が要求を変更してきたのである。10月14日付のコロストヴェッツの電報では、「協定の効力を内モン

ゴル及びハルハに合流したその他の地域にまで適用することに関する言及を協定文に加え
るといふ当初の案を放棄する代わりに、モンゴル政府は“外モンゴル”という語を“モン
ゴル”という語に換えることを求めている」(M.O.Э.И., c. II, т. 20, ч. II: №1032) ことが報告され
た。モンゴル側が協定文に「内モンゴル」や「外モンゴル」という語を用いずに、「モン
ゴル」という語を用いるよう提案してきたのである。この要求の変更は、「モンゴル」と
いう語を用いることにより協定の適用範囲の拡大が図られているかのごとき印象を受け、
「モンゴル側の執拗な要求の結果、外モンゴルという語の代わりにモンゴル国と記すこと
に決した」(Лхамсүрэн, 1998: 14) と、モンゴル側の外交的成果を強調する見方もある。コロ
ストヴェッツもサゾーフに対し、「用語の変更には重大な意義が付与されている」と判
断しつつも、「わが国が〔この提案を〕拒否すれば、さらなる交渉の遅滞をもたらし、協
定の採択を遅らせるかもしれない」(M.O.Э.И., c. II, т. 20, ч. II: №1032) と述べている。だが、モ
ンゴル側はなぜこの時期にこのような要求の変更に踏み切ったのであろうか。

コロストヴェッツの回想⁹⁾には、モンゴル側との交渉に際する話として、「ダー=ラマは
さらに激しく、モンゴル政府は中国へのモンゴルの従属を承認するような連合に加わるこ
とはできないと繰り返した……ハルハが南部および東部の奴隷化を代償とした自由を認め
るよりは、モンゴル人全てが共に死ぬ方がましである……私(コロストヴェッツ)はテーブ
ルの上に置かれていたモンゴルの協定草案をつかみとり、床に投げつけた。そして私は立
ち上がり、ダー=ラマの侮辱的な言葉に対して交渉を中断すると王公たちに宣告した」
(Коростовец, 2004: 225-226) という事件が記されている。ツェレンチメドの発言に対して、
コロストヴェッツは交渉の中断を宣告したのである。この出来事は、コロストヴェッツの
モンゴル滞在日記では10月13日のこととして記されている(Коростовец, 1994: 182)。

当時、フレーのロシア領事館に滞在し、モンゴル政府に深く関与していたモスクヴィッ
ティン¹⁰⁾は、コトヴィッチ(当時、ロシア帝国下にあったポーランドのモンゴル学者)¹¹⁾に宛て
て、10月14日、「昨日(10月13日)、コロストヴェッツのもとで会談が行われた。その席で、
ダー=ラマのみが異議を申し立て、もしロシアが内モンゴルに援助を与えないのであれば
協定は成立しないだろうとまで言い出した。恥知らずではなかろうか? 結局、コロスト
ヴェッツが会議の席を立つに至った」(Котвич, 1972: 247) との書簡を送っている。

コロストヴェッツの回想とモスクヴィッティンの書簡は、10月13日の会談の席でツェ
レンチメドが内モンゴルに関する主張を行ったこと、コロストヴェッツがツェレンチメド
の態度に対して会談を打ち切ったことで共通しており、同じ出来事を記していると思われ
る。コロストヴェッツが10月13日の16時にモンゴルの閣僚を領事館に招集したことも確
認できている(МУУТА. ФАЗ-Д1-ХН36-Х113)。よって、この日に行われた会談において、コ
ロストヴェッツは内モンゴルに固執するツェレンチメドの態度から会談を中断し、その翌
日(10月14日)にモンゴル側から「外モンゴル」を「モンゴル」に換えるという提案がな
されたことになるのである。

当時のモンゴル政府の対外政策の第1の課題は、「中国の圧力に抗して、ロシアと一定

の法的関係を結ぶことにあった」(中見、1979: 4-5)と考えられる。そのため、交渉が決裂した翌日に、その要求をさらにエスカレートさせたとは考え難く、「外モンゴル」を「モンゴル」に換えるという提案はモンゴル側の妥協と見なし得るだろう。モンゴル側は、「内モンゴルを協定に含むこと」にロシア側が譲らないことを悟り、用語を「モンゴル」とすることにより、「内モンゴル」を含むための将来への可能性を留保しつつ協定の締結を急いだのである。つまり、この提案はモンゴル政府の支配が及ぶところまでを将来的に適用範囲にしようと試みたものであり、この段階では「モンゴル」という語の範囲を明確には想定していなかったと思われる。だが、そもそも勢力の拡大を土地の占有にではなく集団の掌握に基礎をおくモンゴルにとって、近代の領域的主権国家のような境界(=国境)は絶対的なものではなかったであろう。いずれにしても、この用語の変更により、モンゴル側は領域を明確に画定するという問題を曖昧な言葉の問題にすり替えてしまったのであり、このことは結果的に、その後の「モンゴル」の領域画定を政治的優位にあるロシアの論理に委ねてしまう一因となった。

このモンゴル側の要求に対するサゾーフの回答は注目に値する。10月16日、サゾーフは回答を与え、「外モンゴル」という語を“モンゴル”に変更することは許容し得る。なぜならば、これにより協定の地理的範囲は既定のものとなることはなく、中国人の目には、これは、ハルハに同調する他のモンゴル地域へ協定の効力を拡大するという脅しとなるからである」(M.O.Э.И., c.II, т.20, ч.II: №1049)とし、モンゴル側の提案をかえって「中国に対する脅し」として利用する考えを示した。「外モンゴル」を「モンゴル」に換えることにより、当然ロシア政府としてはモンゴル側が「モンゴル」の範囲の拡大を図ることは予想できたはずであり、事実、協定締結後にモンゴル政府は内モンゴルに対する帰順勧諭の活動を積極化させ、さらには内モンゴルに向け軍を派遣することになる。

このような用語の変更をサゾーフが承認した背景には、サゾーフの周到な外交的計算があった。すでに引用したように、サゾーフは10月12日付の電報において、モンゴル人が内モンゴルを統合することは、ロシアの「軍事援助なしには不可能」との考えを示しており、モンゴル政府の活動はいつでも掣肘し得るものとの判断していたのである。そのため、中国との交渉をより重要視して協定の締結を急いだのである。これは、サゾーフが「モンゴル」という語が中国に対して「ハルハに同調する他のモンゴル地域へ協定の効力を拡大するという脅し」として利用できる考えを述べていることから明白であり、ポンツァグノヴが述べるごとく、「帝政ロシアの外交官は中国と行おうとしていた交渉に際して強力な武器を手に入れた」(Пунцагноров, 1955: 55)と言えよう。事実、露蒙協定締結後に開始された露中交渉でも、ロシア側の歩み寄りとして「モンゴル」に「外」を付すことが行われている¹²⁾。

しかしながら、サゾーフの判断には東アジアにおける最も重要な関係国であった日本も考慮に入れられていたと思われる。周知の通り、日本とロシアの間には日露戦争後、1907年、1910年にそれぞれ第1回、第2回の日露協商が成立し、外モンゴル・北満洲にお

けるロシアの、朝鮮・南満洲における日本の特殊権益をそれぞれ承認していた。そして、1912年7月8日に締結された第3回日露協約では、北京の経度をもって内モンゴルを東西に分割する分界線とし、分界線以西におけるロシアの、分界線以东における日本の特殊権益をそれぞれ承認したのである¹³⁾。

この第3回日露協約に関しては数多くの研究業績がある¹⁴⁾が、これらに共通しているのは、この協約交渉開始の直接的要因を1912年1月11日に公表されたロシア政府外務省のコミュニケに求めている点である。コミュニケには、「露国ハ蒙古ニ於テ大ナル利害関係ヲ有ス……蒙古ガ清国トノ関係ヲ絶ツ場合ニハ蒙古政府ト事務上ノ関係ヲ開始スルノ止ムヲ得サルニ至ル可シ」¹⁵⁾（外務省編纂、1963a: 41）と記されており、日本政府は1月16日の閣議においてこのコミュニケに関して協議し、「露国政府ハ右声明書（コミュニケ）ニ於テ蒙古ニ対スル同国ノ特殊関係ノ主張ヲ外蒙古ニ限ラサルヤノ嫌イアルヲ以テ若シ帝国政府ニ於テ之ヲ黙過スルトキハ遂ニ露国ヲシテ前記秘密協約（1907年の第1回日露協約）第三條ノ規定アルニ拘ラス其特殊関係ヲ有スル地域ヲ全蒙古ニ拡張スルノ因ヲ啓カシムルノ虞アリ」（同上：43）と判断し、同日、内モンゴル分割に関して「ロシアノ意向ヲ叩ク」よう露国駐在本野一郎大使に訓令している（同上：44）。これとともに、日本政府は本野大使を介して、コミュニケ中の「蒙古」の範囲について執拗に照会した。1月18日、閣僚会議々長ココフツォフとの会談に関する報告において、本野大使は、「大臣（ココフツォフ）ハ所謂蒙古トハ外蒙古ヲ指シタルモノニシテ勿論内蒙古ヲ含マスト断言シタル」（同上：48）と伝え、さらに、外務大臣サゾーフもこの件に関して、本野大使の要求に答えて口上書を手交し、「露国政府ハ勿論内蒙古ニ関スル日本国政府トノ約束ヲ忘ルルモノニアラサルカ故ニ「コンミュニケ」中ニ用ヒタル蒙古ナル言葉ハ日本国政府カ露国ノ勢力範囲ト認ムル部分ノミヲ指スモノナリ」（同上：50）とロシアの見解を明示し、日本の照会に対しては一貫してコミュニケ中の「蒙古」は「外蒙古」を指すと主張した¹⁶⁾。

しかしながら、ココフツォフは、すでに1911年10月24日の本野大使との会見において、「1907年及1910年の日露協約ニ依リ日露両国ハ満洲及蒙古ノ分割ヲ予想シタリ若シ此ノ機会アラハ両国ハ1907年ノ協約ニ既定セル分界線¹⁷⁾ニ依リ満洲ヲ分割スヘシ蒙古ニ関シテハ如何ニ之ヲ分割スヘキヤヲ商議スヘク両国互ニ善意ヲ以テ事ニ当ラハ妥協ノ途ヲ見出スコト困難ナラサルヘシト確信ス」（外務省編纂、1961: 643）と、満洲・蒙古に関する協議の可能性について触れている。1907年の日露秘密協約第3條において、「外モンゴル」はロシアの勢力範囲となっているため、この発言中に「蒙古」とあるのは「内モンゴル」のことであることは言うまでもない。すなわち、ロシア側にも内モンゴルについて日本との間に同意を取り付けたいという意向があったのである。

そもそも、ロシアは「モンゴル」の「独立宣言」を「ハルハ」の「自治宣言」と認識しており、フリー駐在領事ラヴドフスキーは、独立が宣言された1911年12月1日、「今朝、王公たちは、ハルハは自治地域であることを宣言した」（*M.O.ЭИ.*, c.II, т.19, ч.I: №136）と報告している。また、サゾーフも、1911年12月23日付北京駐在代理公使宛の電報におい

て、「内モンゴルについては、日本との関係による政治的義務があるため、モンゴルのこの地方の状況は特別であり、わが国はそれについて今は触れないようにする」（同上：№253）と述べており、内モンゴルを日本に関わる問題として明確に認識しているのである。つまり、ロシア政府がコミュニケ中に「ハルハ」や「外モンゴル」ではなく、日本を刺激しかねない「モンゴル」という語を用いたのには、内モンゴルにおける勢力範囲画定を視野に入れ、日本の反応を窺う意図があったのではなかろうか。本野大使が外務大臣内田康哉の訓令に従って、1月17日にサゾーフに交渉開始の打診をしたところ、「直ニ異存ナキ旨ヲ答ヘ何時ニテモ其商議ニ応スヘシト明言セリ」（外務省編纂、1963a: 47）と答えており、ロシア側にはすでに交渉の用意が整っていたことが窺われるのである。

いずれにしても、「モンゴル」という語の使用に対する疑問から交渉が開始されて締結した第3回日露協約によって内モンゴルにおける勢力分割を済ませていたため、サゾーフは「モンゴル」という語を協定文中に使用しても、日本に対しては「モンゴル」とはロシアの勢力範囲にあるモンゴル部分のみを指すとの弁解が可能であると判断し、協定文中に「モンゴル」を使用することを容認したのである。

こうして、1912年11月3日、露蒙協定は締結に至った。第1条では、「帝国政府は、確立されたモンゴルの自治秩序、及びモンゴル領内に中国軍を入れず、中国人による植民地化を許さずにモンゴル国軍を編成する権利を維持することに対して、モンゴルを支援する¹⁸⁾」とロシアの義務を、第2条では、「モンゴルの君主及びモンゴル政府はロシア臣民、ロシア商業に対し、モンゴル領内において本付属議定書内に列挙された各権利及び優先権を享受することを認める。その他の外国人はモンゴルにおいてロシア臣民が同地方において享受する権利より大きな権利を与えられない」とロシアの最恵国待遇を規定した（*C.D.P.D.F.*: 410-411）。

しかしながら、この協定文中の「モンゴル」に関して、コロストヴェッツはサゾーフの指示に従い¹⁹⁾、11月3日付で、「本日ロシア・モンゴル政府間に締結された協定及び議定書のテキストにおいて“外モンゴル”という語を“モンゴル”と換えることに同意すると同時に、モンゴル政府に与える自治権の保証をハルハ以外のどの地域にまで拡大するかを規定する権利を帝国政府が自らのものと見なしていることを声明する²⁰⁾」（*C.D.D.M.B.*: №26）という声明を発している。協定文中の「モンゴル」の範囲を決定する権利はロシアが確保していると一方的に宣言したのである。ただし、この段階では「モンゴル」の範囲に関する言及はなく、内モンゴルを「モンゴル」に含む余地はまだ残されていた。

このように、露蒙協定は但し書のない「モンゴル」という総称をもって適用範囲としたため、結局その領域は明確には規定されず、「モンゴル」をめぐる交渉は協定締結後も続くことになるのである。

III 露蒙協定後の「モンゴル」をめぐる

露蒙協定の締結を受けていち早く反応を示したのは、モンゴルに利害関係を有する日本と、モンゴル問題を内政問題と位置づけていた中国であった。協定締結の報に接した日本政府は、当然この協定の条文に疑問を抱いた。日本政府は、協定の締結自体は外モンゴルがロシアの勢力範囲であることを承認していたことから抗議はしなかったが、やはり同協定が適用される地理的範囲については注意を払っている。まず、11月8日、北京駐在伊集院彦吉公使はロシア公使クルペンスキーとの会談について、「本使ハ内外蒙古ノ區別明記ナキヤト尋ネタルニ其明記ナキモ実地問題ニテ自ラ明瞭ナルヘシト答ヘタリ」（外務省編纂、1963b: 1151）と報告し、協定文中の「蒙古」の使用について照会している。さらに、11月11日には本野大使がサザーノフに対して、「露蒙協定中ニハ概括的ニ蒙古ナル文字ヲ使用シ地理的ニ何等ノ制限ヲモ加ヘサルハ何故ナルカ」と質問したところ、サザーノフは「日露協約ノ規定ニ顧ミ始メ外蒙古即喀爾喀ノ自治ニ関シテノミ保障ヲ与フル積ナリシカ蒙古人側ニ於テ右保障ヲ内蒙古ニ迄拡張セラレタキ旨ヲ主張シ該主張ハ無下ニ之ヲ拒絶スル能ハサル事情存シタルニ付外蒙古ノ文字ニ代ヘテ蒙古ナル文字ヲ使用スルコトト成リタルヲ以テ別ニ蒙古ノ自治権ニ関シ露国カ庫倫政府ニ与フル保障ノ範囲ハ露国政府之ヲ決定スヘキ旨ヲ宣言シ以テ内蒙古ノ一部ニ於テ日本ノ特殊ノ利益ヲ侵害セサラムコトヲ期シタリ」（同上：1158）と、モンゴル側の主張を容れたためと弁解したのである。

一方、モンゴルを自国の主権下にあると主張し、モンゴル問題を内政問題とみなしていた中国は、露蒙協定締結そのものに激しく抗議した。1912年11月8日、クルペンスキーが外交部に外交総長梁如浩を訪ね、露蒙協定の協定文を提示した（陳、1996: 51）ところ、11月12日、梁如浩は「わが国政府はこの協約を絶対に承認せず、即刻この協約を取り消すことを貴国政府に打電することを公使に請う」と強く迫った（同上：73）。これに対して、クルペンスキーは「決して取り消すことはない」と応じたのである。

中国における露蒙協定締結の反響は大きかった。11月19日付の伊集院公使の報告には、中国における各方面の反応が伝えられている。元ロシア駐在公使陸徴祥は、「モンゴルハ支那ノ領土ナレハ其何国ト條約ヲ締結スルニ論ナク支那政府ノ承認ナキ限り効力ヲ発生セス」、「此次ノ状況顛末ヲ公文書トシテ各国政府ニ公布シ其意見ヲ求ムベシ」、「露国ノ不法ヲ指摘シテ「ヘーグ」万国會議ノ決議ヲ求ムヘシ」などの意見を有していたという（外務省編纂、1963b: 1163）。また、総理大臣趙秉鈞は、「外交部ヨリ露公使ト交渉セシム」、「特使ヲ派シテ露政府ト交渉セシム」、「「ヘーグ」万国平和會議ノ決議ニ付ス」とし、さらに激烈な手段として、「駐露代表ヲ引上ケシム」、「露国貨物ニ対シ「ボイコット」ヲ行フ」、「庫倫征伐ヲ決行ス」などの意見であったという（同上）。

この後の露中交渉の経過については先学の研究に詳しく、最終的には、露蒙協定締結により中国はロシアとの交渉に応じざるを得なくなり、1913年11月5日、露中宣言が成立

することになる²¹⁾。この露中宣言では、「モンゴル」は全て「外モンゴル」に換えられ、さらに1915年6月7日にモンゴル・ロシア・中国の三者間で締結されたキャプタ協定においても、露中宣言によって定められた「外モンゴル」のみの「自治」が認められた。そして、この時に決められた領域がほぼそのまま現在のモンゴル国の領域にもなるのである。

一方、ロシア政府が日本・中国と露蒙協定締結後の対応を行う中、締約相手であるモンゴル政府は支配地域の拡大・確立を図る行動に乗り出していた。これは、支配地域を拡大することにより露蒙協定中の「モンゴル」の意味内容をも拡大し、協定に基づいたロシアの支援を得ようとした行動であったと考えられ、ここにこそ「モンゴル」を用いるよう提議したモンゴル側の意図を読み取ることができるのである。

すでに独立宣言以降、モンゴル政府は内モンゴル各地に同政府への帰順を勧諭する文書を送付していた。しかしながら、この活動は決して順調には進んでおらず、露蒙協定締結の段階で内モンゴル諸旗のうちモンゴル政府に帰順する旗はさして多くはなかった²²⁾。そのような状況下、協定締結直前の1912年10月28日、シリーン=ゴル盟の盟長ヤンサンがモンゴル政府軍により逮捕・連行されるという事件が発生し、ヤンサンはフレーにおいてモンゴル政府への帰順を表明した²³⁾。ヤンサン逮捕後、シリーン=ゴル盟の各旗に対しては、「帰順していない7旗のザサク」はモンゴル政府に帰順するのか否かを「道の近きは5日以内に、遠きは8日以内に」報告するよう要求がなされ、さらに「もし帰順しないのであれば〔ヤンサン〕同様に捕えることを前もって告げておく」(МУУТА. ФАЗ-ДИ-ХН340-Б9)との書簡が送付された。これを受け、翌1913年1月11日にはシリーン=ゴル盟内10旗全てが帰順を表明するに至るのである。コロストヴェッツも、「特にシリーン=ゴル盟の東部はわが国と日本との協約の後、日本の勢力範囲下に移った。そうこうしている間に、フレー政府はその王公たちにハルハの政権を承認させた」(Коростовец, 2004: 296)として、モンゴル政府が露蒙協定後にシリーン=ゴル盟を強引に支配化に組み込んだことを記している。さらにモンゴル政府は1月25日には内モンゴルへの軍派遣も決定している(Очир, Пүрвээ, 1982: 223-226)。

このように、モンゴル政府は露蒙協定締結を境に対内モンゴル政策を積極化し、自らの支配地域を拡大することにより協定中の「モンゴル」の意味内容をも拡大し、所期の目的を達成しようと試みたのである。それと同時に、モンゴル政府は外務大臣ハンダドルジを正使とする使節を露都ペテルブルクに派遣した²⁴⁾。使節にはフレーにおける協議により、ロシア皇帝に国書を届けて友好関係を表明することや両国の首都に外交使節を駐在させること、武器を購入して内モンゴルの保護を求めること、ペテルブルクの各国大公使と接触することなどの任務が課せられていた(Багсайхан, 2003: 203-205)。

使節は1912年12月23日にフレーを発ち、翌1913年1月11日にペテルブルクに到着した後、サザーノフらのロシア政府閣僚と会見し、1月23日に皇帝ニコライ二世に謁見した。そして、1月27日には、モンゴル政府の要求をまとめた書簡を外務省に提出し、その中で協定締結交渉中の争点であった内モンゴル問題を再び取り上げた。

この書簡はフレーで協議された内容が盛り込まれ、それぞれの首都に互いの外交使節を駐在させることの他に軍事教官の派遣などの要求がなされた後、「わがモンゴル国所属 харьят の内モンゴルを中国政府が不断に攻撃し、虐殺しているので、内モンゴルを完全に、わが西方境域を支援し保護したように、早急に大軍を派遣して同様に保護することを要請し、協議せよと〔わが政府より〕命令したことなどは、先日すでに貴省にお伝えし、皇帝に謁見する際にも直接申し上げた」（Очир, Пүрвээ, 1982: 183）ことが述べられている。ここでは、内モンゴルがモンゴル国の「所属」であることを明記して露蒙協定中の「モンゴル」に含み、協定第1条に基づく支援を得ようとしている。コロストヴェッツも、「(外務大臣との) 会談においてハンダドルジは、フレーでは露蒙協定を内モンゴルをも含むモンゴルの完全独立の承認として解釈していると述べた」（Коростовец, 2004: 283）と記しており、ハンダドルジが内モンゴルはモンゴル国に含まれるとの見解を主張したことが分かる。

また、ハンダドルジはペテルブルク滞在中に *Новое время* 紙のインタビューに応じ、2月15日にその内容が掲載された。まず、モンゴル国の境界に関する質問に対しては、「ロシアはホヴド部のみのハルハへの合併を認めている。しかし、一般に、ロシアは外モンゴルの全ての部を統合することには同意している」と答え、また内モンゴルとの関係についての質問には、「この問題はまだ交渉の段階にある。われわれは内モンゴル6盟全てがすでにモンゴル国に加わったものと見なしている。10月21日（11月3日）の協定（露蒙協定）においてハルハやホヴドではなく“モンゴル”と述べたにもかかわらず、ロシア政府はまだこれを認めない。内モンゴルがモンゴル国を構成する一部であることを見なすことは極めて困難であるとわれわれに告げた」（*Новое время*, №13253）と述べ、露蒙協定を根拠に内モンゴルが「モンゴル国」に含まれているとのモンゴル政府の見解を繰り返している。

内モンゴルに関する問題はフレーでの交渉の際に度々拒否された問題であるにもかかわらず、ペテルブルクにおいて再びこのような強気な発言を行ったのは、単にフレーでの主張を繰り返したのではなく、その発言の背景にはシリーン=ゴル盟の全ての旗を支配下に収めたことなどが根拠となっていたと考えられる。

1月27日付のモンゴル政府の書簡に対して、ロシア政府外務省は2月3日に回答を与え、ペテルブルクにおける外交使節の駐在を拒否するとともに、「コロストヴェッツは、わが政府の指示に従い、ロシア帝国政府がモンゴル国を支援する地域について制限付きで承認したことをモンゴル国政府に公式に声明した」と11月3日付の声明を引用し、モンゴル人の居住地域は広大である上、「一部の王公と領民の考えは一致しておらず、あるものはフレーのボグド=ハーン政権に合流することを望み、またあるものは北京政府と手を結んで中国側につき」と指摘し、「フレーはこれらのモンゴルより遠い上に、ボグド=ハーンは軍事力がないため中国に近接するこれらのモンゴルを中国から武力によって保護することはできない。よって、ロシア帝国政府は、モンゴル国政府が南〔モンゴル〕及び内モンゴル öbür ba dotuyadu mongyul²⁵⁾ をボグド=ハーン政権に統合しようと望むことをこの度は慎重に検討しなければならない」（МУУТА. ФА4-Д1-ХН139-Б1）と11月3日付の声明を根拠

にモンゴル政府の援助要請を拒否し、内モンゴルを統合しようとする試みを警戒しているのである。

この回答に接したモンゴル政府は、2月19日、新たに内務省官吏エルデネシャンをペテルブルクに遣わし、3月5日、再度書簡を手交して内モンゴルを保護するよう要請した(MYUTA. ΦA4-Д1-XH10-X19~22)。これに対してロシア政府は、3月13日、「現在、ハルハの境界に中国軍が集結していることをわが政府はよく知っている。この軍が……〔ハルハの地に〕もし進入すれば、わが政府は1912年11月3日にフレーにおいてモンゴル国と友好協定を締結し、モンゴル人を軍事力によって外敵の脅威より保護すると述べたことに従い、支障なくこれを実行する……南モンゴル、東・南の諸盟 *öbür mongyul, jегүн ba emünedü çiyülyan-ud*²⁶⁾はわが国の保護する地域には含まれないので、もしモンゴル政府がハルハの境界を越えて軍を派遣すれば、後に何が起ころうとも自ら〔責任を〕負うであろう」(MYUTA. ΦA4-Д1-XH13-X22~25)と回答した。

この回答においては、曖昧にされていた露蒙協定中の「モンゴル」が明確に「ハルハ」のみに限定され、「南モンゴル、東・南の各盟」はロシアの保護する対象ではない、すなわち「モンゴル国」には含まれないことが明記され、内モンゴルへの軍派遣に対しても再度警告を発している。ここに至ってロシア政府が「モンゴル」の範囲を明確にしたのは、モンゴル問題に関する中国との交渉が始まり、協定文の「モンゴル」にはすべて「外」が付け加えられる方向にあったのからであろう。

この後、内モンゴルへの派遣軍はロシアの援助が得られなかったことによる武器・弾薬の不足から撤退を余儀なくされる。一方、ロシアと中国間の交渉も進展し、1913年11月5日に成立した露中宣言においては、「外モンゴル」のみの「自治」が定められた。そして、1915年6月7日にモンゴル・ロシア・中国の三者間で締結されたキャフタ協定においても、中国宗主権下の「外モンゴル」のみの「自治」が認められることになるのである。

おわりに

本稿は、独立を宣言した「モンゴル国」の領域問題に関して、1912年11月3日に締結された露蒙協定においてその適用範囲が「モンゴル」という総称をもって規定されたことをめぐる諸問題を考察し、その不明確性が最終的に「モンゴル国」の領域を形成していく端緒になったことを明らかにした。

辛亥革命後、モンゴルの独立宣言と清朝の崩壊によりモンゴルを取り巻く地域秩序は著しい変容を遂げ、それに伴い当該地域に利害関係を有する各国は新しい地域秩序の構築を試みた。その中で、内モンゴルは、独立を宣言して成立したモンゴル政府、帝政ロシア、日本、中華民国の四者の利害が複雑に絡み合った地域となっており、「モンゴル」をめぐる問題は、畢竟、内モンゴルを含むか否かという問題に収斂されていったのである。

協定において「モンゴル」という語が使用されるに至ったのは、従来指摘されてきたようにロシアが一方的に譲歩したためではなく、そもそもこの語はモンゴル側の譲歩により提出されたものであり、将来的に内モンゴルを統合する可能性を留保するというモンゴル側の思惑と、内モンゴルに関心を寄せる日本に対しては同じ「モンゴル」という語の使用の問題から交渉が開始され締結された第3回日露協約を根拠に弁解が可能であり、中国に対しても「ハルハに同調する他のモンゴル地域まで協定効力を拡大するという脅し」として利用できるというロシア側の思惑が一致したためであった。

協定締結後、双方ともそれぞれの思惑を実現するための活動を開始し、モンゴル政府は自らの支配権を拡大することによって「モンゴル」の意味内容を拡大し、協定に基づくロシアの支援を得るため内モンゴルに対する活動を積極化させ、シリーン=ゴル盟の盟内全旗を帰順させるなどの一定の成果を挙げた。一方、ロシア政府も思惑通りに中国を交渉の場に引きずり出し、露蒙協定を基礎に中国との間に合意を取り付けていったのである。

最終的にこの「モンゴル」をめぐる問題は、ロシア政府が一方的宣言によって決定権を保持する形になったために、ロシアのイニシアティブによりその範囲が画定されていき、モンゴル政府による内モンゴルにおける支配権確立の失敗は、「モンゴル」を「外モンゴル」に制限することになり、1913年11月5日に成立した露中宣言でも、露蒙協定中の「モンゴル」が「外モンゴル」とされ、さらに1915年6月7日にモンゴル・ロシア・中国の三者間で締結されたキャプタ協定でも「外モンゴル」のみの「自治」が認められた。「内」「外」モンゴルを分かつ境界線、すなわち中国とモンゴル国の国境は、このキャプタ協定によって定められたとされているが、実質的にはロシアに決定権を握られた露蒙協定によってその運命は準備されていたのである。

(注)

- 1) 中見立夫(中見, 1994)やベロフ(Белов, 1994)は、国際関係における露蒙協定の位置づけや中国における反応などの分析を行っている。
- 2) 一般に、「内モンゴル」(*dutyadu mongyul*)とは中国側から見た表現であり、モンゴル側は“*öbür mongyul*”(南モンゴル)と表現すると言われており、現在ではともに内モンゴル自治区の範囲を指す。しかし、本稿が扱う時代のモンゴル文史料では“*dutyadu mongyul*”、“*öbür mongyul*”の双方が現れる。当時の「内モンゴル」“*dutyadu mongyul*”は清代の6盟(ゾト・ジリム・ゾー=オダ・シリーン=ゴル・オラーン=ツァヴ・イフ=ゾー)49旗を指していたため、引用した史料中の表現を除き、本稿では「内モンゴル」を6盟49旗のこととし、括弧は付さない。
- 3) 1912年1月15日付外務大臣サゾーフ発北京駐在代理公使宛電報には、「わが国(ロシア)による清朝・モンゴル間調停の提案に対し清朝政府は謝意を表すが、他国が同様の要求をすると恐れから、わが国(ロシア)が示した条件を基にはそれを受け入れることはできないと中国公使は口頭で伝えた」と述べられている(*M.O.Э.И.*, c.II, т.19, ч.II: №345)。
- 4) 4月23日付北京公使クルベンスキー発サゾーフ宛報告文書には、「大總統(袁世凱)からは、わが国の要求に応じないばかりか、根本的により突っ込んで事の審議に入るといような希望は何も述べず、いつも通り近いうちに返事をする約束するとどまった」と述べられている(*M.O.Э.И.*, c.II, т.19, ч.II: №803)。
- 5) この協定締結に関する基本方針は、1912年5月6日・14日・18日の会議においてすでに定められていたという(Nakami, 1998: 180-181)。
- 6) この史料集は、「すべてではないにせよ、ロシア側に都合のよいように、文書の改竄がおこなわれていることでも有名である」(中見, 1996: 80)との指摘がなされているため、利用には注意を要するが、他

の史料との比較により信用に足ると判断したものについては利用した。

- 7) 交渉に参加したモンゴル政府の閣僚は、総理大臣ナムナンスレン、内務大臣ツェレンチメド、外務大臣ハンダドルジ、軍務大臣ゴムボスレン、財務大臣チャグダルジャヴ、法務大臣ナムスライであり、このうちツェレンチメドを除く全ての閣僚が「ハルハ」の「王公」である。
- 8) そもそも総理府はツェレンチメドの権力を抑制するために設置されたと思なされている (Dindib, 1934: 57-58)。
- 9) コロストヴェッツの回想は、1926年にベルリンで出版されている (Korostovetz, 1926) が、近年ドイツ語版のロシア語草稿と思われるマニュスクリプトが活字化・出版された (Korostovetz, 2004)。また、モンゴル滞在中の日記も *Россияне в Азии* において公刊されている (Korostovetz, 1994, 1995, 1996)。
- 10) 当時フレーを訪れた外国人の記録に必ずその名が現れる著名な人物。もと露清銀行の従業員で、それ以前は *Новое время* 紙の通信員でもあった。フレー領事リュエバの推薦でモンゴル財務省の顧問として配属されていたという (Perry-Ayscough, Otter-Barry, 1914: 118-119; Consten, 1920: 15-16)。11月7日には、通訳としての功績に対する恩賞を乞う上奏もなされ (МУУТА. ФА2-Д1-ХН79-Б4)、ロシア紙上にもモンゴルでの銀行設置特許を得たことが報道されている (外務省編纂, 1963b: 325)。日本の外交史料館史料にも「活仏ノ財政最高顧問タルモスクヴィチンハ露国大蔵大臣官房長リフォーフ及在庫倫露国領事リウバノ両氏ニ宛テノ建白書ヲ呈出セル」とあり、彼がモンゴル財務省で顧問をしていたことが確認できる (外務省外交史料館。1門6類1項4号「各国内政府関係雑纂」2-4「支那ノ部」「別冊蒙古」蒙古情報1、457)。
- 11) В. Котвиц (1872~1944)。1896年より1922年までペテルブルク大学で教鞭をとっている。1911年にペテルブルクを訪れたモンゴル使節との往復書簡は貴重な資料であり、1912年にはモンゴルにおいて考古学調査を行っている。
- 12) 1912年11月30日にロシア政府は露中間交渉の協定案を提出した。中国政府は12月7日に1度目の、12月17日に2度目の対案を提示したが、両者の主張の開きは大きく、翌1913年1月4日にロシア政府が提示した対案では、「モンゴル」が「外モンゴル」に換えられている (中見, 1980: 112-116; 張, 1995: 108-137)。
- 13) 条文には、「内蒙古ハ北京ノ経度 (「グリニッチ」東経百十六度二十七分) ヲ以テ東西ノ二部ニ分割ス日本帝国政府ハ前記経度ヨリ西方ノ内蒙古ニ於ケル露西亜ノ特殊利益ヲ承認シ且之ヲ尊重スルコトヲ約シ露西亜帝国政府ハ該経度ヨリ東方ノ内蒙古ニ於ケル日本国ノ特殊利益ヲ承認シ且之ヲ尊重スルコトヲ約ス」 (外務省編纂, 1963a: 88 文書) とある。
- 14) 松本 (1942: 113-189)、田中 (1956)、吉村 (1991: 19-89) など。
- 15) このコミュニケのロシア語原文は、*С.Д.Д.Д.*: 178-179 所収。
- 16) 1912年4月26日のドゥーマでの演説において、サゾーフは誤解を避けるためか、「ハルハ」という表現を用いている (*М.О.Э.И.*, с. II, т. 20, ч. I: 150)。
- 17) この分界線は、「露韓国境ノ北西端ニ始マリ輝春及必爾騰湖北端ヲ経テ秀水站ニ至ルマテ逐次直線ヲ画シ秀水站ヨリハ松花江ニ沿ヒ嫩江ノ河口ニ至リ之ヨリ嫩江ノ水路ヲ廻リテ托羅河ノ河口ニ達シ此ノ地点ヨリ托羅河ノ水路ニ沿ヒ同河ト「グリニッチ」東経百二十二度ノ交叉点ニ至ル」線である (外務省編纂, 1955: 280)。
- 18) 本稿ではロシア語テキストより訳出したが、モンゴル語テキストより訳出した場合、協定文中の「モンゴル」は「モンゴル国」になり、「自治」は「自ら定まり自ら治める」となる。モンゴル語テキストは *Очир, Пүрвээ* (1982: 174-175) 所収。
- 19) 10月31日付サゾーフ発コロストヴェッツ宛電報には、「この協定に調印するさい、与える保障をモンゴルのいかなる地域に適用するかを決定することは、帝国政府が自らの権利として維持する旨をモンゴル政府に声明していただきたい」 (*С.Д.Д.М.В.*: №21) とある。
- 20) この声明書のモンゴル語訳は *Очир, Пүрвээ*, 1982: 180 所収。
- 21) 露中宣言成立過程の詳細は、中見 (1980) および張 (1995: 101-178) を参照。
- 22) 近年、汪炳明、ジュリゲン・タイブンらが帰順を表明した旗数に関する研究を発表しており、それぞれ「(少なくとも) 36 旗」、「38 旗」という数字を挙げているが、いずれの研究も帰順を表明した時期については言及していないため、どの時期にいくつの旗が帰順を表明していたかについては不明であった (汪, 1996; ジュリゲン・タイブン, 2001)。
- 23) ヤンサンは11月13日、モンゴル政府への帰順を表明した (МУУТА. ФА3-Д1-ХН347-Б42)。なお、シリーン=ゴル盟の全旗がボグド=ハーン政権に帰順する背景と過程については、橘 (2005) 参照。
- 24) 露蒙協定締結後にペテルブルクへ派遣されたボグド=ハーン政権の使節については、橘 (2006) 参照。
- 25) 本文書はロシア語で記されていた (*Новое время*, 22-го января (4-го) февраля 1913г. №13242) ものをモンゴル語に訳したものであるが、ロシア語における「南モンゴル」と「内モンゴル」の具体的範囲・その相違について、「内モンゴル」はおそらく6盟49旗を指すと思われるが、「南モンゴル」については不

詳であり、本問題の解明はロシア語原文を確認し、今後の課題としたい。

- 26) ジャムスランはこの箇所を「南モンゴルの東・南の諸盟」としている（Жамсран, 1996: 71）が、いずれにしても具体的な地名が挙げられていないため、現時点ではその範囲は不詳とせざるを得ない。

(略号一覧)

МУУТА: Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив (Фは Фонд [フォンド番号]、Дは Данс [目録番号]、ХНは Хадгаламжийн нэгж [案件番号]、Бは Бичиг [文書番号]、Хは Хуудас [頁数] を示す)。

М.О.Э.И.: *Международные Отношения в Эпоху Империализма*, сер. II, том 18, часть I ~ том 20, часть II, Мосова, 1938–1940.

С.Д.Д.М.В.: *Сборник дипломатических документов по Монгольскому вопросу*, С-Петербург, 1914.

С.Д.Д.Д.: *Сборник договоров и других документов*, Москва, 1925.

С.Д.Р.Д.Г.: *Сборник договоров России с другими государствами 1856-1912*, Москва, 1952.

(参考文献)

日本語

外務省編纂 (1955)、『日本外交年表並主要文書：1840–1945』上巻、日本国際連合協会。

—— (1961)、『日本外交文書』別冊清国事変 (辛亥革命)、日本国際連合協会。

—— (1963a)、『日本外交文書』第45巻第1冊「第三回日露協約締結一件」、日本国際連合協会。

—— (1963b)、『日本外交文書』第45巻第2冊「露蒙協約一件」、日本国際連合協会。

タイブン、ウルゲダイ (2003)、「ボグド・ハーン政府軍の1913年の内モンゴルへの軍事行動についての一考察」『蒙古史研究』第7輯、460–487ページ。

タイブン、ジュリゲン (2001)、「1911年のボグド・ハーン政権に帰順した内モンゴル旗数の再検討」『モンゴル研究』19、21–30ページ。

橋誠 (2005)、「ボグド=ハーン政権の内モンゴル統合の試み——シリエンゴル盟を事例として」『東洋学報』87–3、63–94ページ。

—— (2006)、「ボグド=ハーン政権の第二次遣露使節と帝政ロシア」『史観』154、37–59ページ。

田中直吉 (1956)、「日露協商論」植田捷雄他編『神川先生還暦記念・近代日本外交史の研究』有斐閣、295–364ページ。

中見立夫 (1979)、「ボグド・ハーン政権の対外交渉努力と帝国主義列強」溝口雄三他編『アジア・アフリカ言語文化研究』17、1–58ページ。

—— (1980)、「一九一三年の露中宣言——中華民国の成立とモンゴル問題」『国際政治』66、109–127ページ。

—— (1994)、「モンゴルの独立と国際問題」『アジアから考える [3] 周縁からの歴史』東京大学出版会、79–106ページ。

—— (1996)、「ロシア帝国の外交史料をめぐって」『近代中国研究彙報』18、79–104ページ。

松本忠雄 (1942)、『近世日本外交史研究』博報堂出版部。

吉村道男 (1991)、『日本とロシア』日本経済評論社。

モンゴル語

Батсайхан, О. (2002), *Монголын тусгаар тогтнол ба Хятад, Орос, Монголын 1915 оны Хиагтын гэрээ (1911–1916)*, Улаанбаатар (以下、УБと略)。

Батсайхан, О. (2003), *ХХ зууны Монголын түүхийн эх сурвалж*, Хэвлэлд бэлтгэсэн О. Батсайхан, УБ。

Dindib, L. (1934), *Mongyul-un товči teike*, Улаанбаатар。

Жамсран, Л. (1992), *Монголчуудын сэргэн мандалтын эхэн*, УБ。

—— (1996), *Монголын төрийн тусгаар тогтнолын сэргэлт*, УБ。

Котвич (1972), В. *Котвичийн хувийн архиваас олдсон Монголын түүхэнд холбогдох зарим бичиг*, УБ。

Лхамсүрэн, Б. (1998), *Монголын гадаад орчин төрийн тусгаар тогтнол*, УБ。

Очир, Пүрвээ. (1982), *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл*, Эмхтгэсэн А.Очир, Г.Пүрвээ, УБ。

- Пунцагноров, Ц. (1955), *Монголын автономитын үеийн түүх*, УБ.
Сандаг, Ш. (1971), “Автономи юм уу, тусгаар тогтнол юм уу?,” *Шинжлэх Ухааны Академийн мэдээ*, 1971-I, УБ, pp. 17–26.

ロシア語

- Белов, Е. А. (1994), “Реакция в Китае на русско-монгольское соглашение 1912 г.,” *Проблемы Дальнего Востока*, №4, pp. 108–118.
Белов, Е. А. (1997), *Россия и Китай в начале XX века, Русско-Китайские противоречия в 1911–1915 гг.*, Москва.
Коростовец, И. Я. (1994, 1995, 1996), “Девять месяцев в Монголии: Дневник русского уполномоченного в Урге,” *Россияне в Азии*, №1, pp. 133–249/№2, pp. 85–214/№3, pp. 225–292, Toront.
Коростовец, И. Я. (2004), *От Чингис хана до Советской Республики*, Ответственный редактор О. Батсайхан; Редакторы Б. В. Базаров, В. Ц. Ганжуров, Улан-багтор.
Лузянин, С. Г. (2003), *Россия-Монголия-Китай в первой половине XX в. Политические взаимоотношения в 1911–1946 гг.*, Москва.
Новое время, 2-го (15-го) февраля 1913г. №13253.
——— 22-го января (4-го) февраля 1913г. №13242.

英語

- Nakami, T. (1998), “Y. Korostovets and the Mongol problem of independence in the early 1910’s,” *Монгол судлалын өгүүллүүд*, УБ, pp. 177–186.
Perry-Ayscough, Otter-Barry. (1914), *With the Russians in Mongolia*, London, John Lane.
Tang, Peter S. H. (1959), *Russian and Soviet Policy in Manchuria and Outer Mongolia, 1911–1931*, Durham, Duke University Press.

中国語

- 陳志奇 (1996), 『中華民國外交史料彙編 (一)』台北、渤海堂文化公司。
汪炳明 (1996), 「關於民國初年表示歸順外蒙古哲布尊丹巴政府的內蒙古盟旗王公」『蒙古學信息』1、36–38 ページ。
張啓雄 (1995), 『外蒙主權歸屬交涉 1911～1916』台北、中央研究院近代史研究所。

ドイツ語

- Consten, Helman (1920), *Weideplätze der Mongolen im Reiche der Chalcha, Band II*, Berlin.
Korostovetz, Iwan Jakowlewitsch (1926), *Von Cinggis Khan zur Sowjetrepublik*, Berlin und Leipzig.

(たちばな・まこと 早稲田大学大学院 E-mail: mtachi@mvd.biglobe.ne.jp)